注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南相馬市役所又は福島地方法務局相馬支局に照会すること。

平成二十五年六月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

福島県相馬郡福浦村井田川字北新田三十八番地

山口藤右エ門

○外務省告示第二百十八号

平成二十五年六月四日にアピアで、租税に関する情報の交換のための日本国政府とサモア独立国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年七月六日に効力を生ずる。

平成二十五年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

租税に関する情報の交換のための日本国政府とサモア独立国政府との間の協定

日本国政府及びサモア独立国政府は、

租税に関する情報の交換のための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　目的及び適用範囲

1　両締約国の権限のある当局は、この協定の対象となる租税に関する両締約国の法令の運用又は執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、この協定の対象となる租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、各締約国の法令に従うことを条件として、この協定に従い入手し、交換し、かつ、秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請国が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請国の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

第二条　管轄

被要請国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第三条　対象となる租税

1　この協定は、一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税について適用する。

2　両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第四条　定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「サモア」とは、サモア独立国（その領水を含む。）をいう。

(c)　「締約国」とは、文脈により、日本国又はサモアをいう。

(d)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　サモアについては、歳入大臣又は権限を与えられたその代理者

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(h)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(ii)　両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k)　「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l)　「租税」とは、この協定が適用される租税をいう。

(m)　「要請国」とは、情報の提供を要請する締約国をいう。

(n)　「被要請国」とは、情報の提供を要請された締約国をいう。

(o)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約国が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(p)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2　一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　(a)　被要請国の権限のある当局は、第一条に定める目的のため、要請に応じて情報を入手し、及び提供する。そのような情報は、次に掲げる情報を含む。

(i)　銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(ii)　法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第二条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）

(b)　(a)に規定する情報は、調査の対象となる行為が被要請国内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2　被要請国は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3　要請国の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請国の権限のある当局は、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4　この協定は、両締約国に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5　要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(a)　調査の対象となる者を特定する事項

(b)　要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請国が希望する被要請国から当該情報を受領する形式を含む。）